

保護者の皆様へ

東京都立八王子東高等学校

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒が登校できない期間です（裏面参照）。

これらの感染症の可能性がある場合には、医療機関を受診し、診断の結果を速やかに学校に連絡してください。また、医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった生徒を登校させる際には、以下の「欠席届」を担任へご提出ください。

※病気の状況により医師の証明を提出して頂く場合があります。

学校感染症による欠席届

東京都立八王子東高等学校長殿

年 組 番 氏名

(1) 診断名

(2) 受診医療機関 名称

電話番号

(3) 診断日

月 日 ()

(4) 欠席期間

月 日 () 時間目 ~ 月 日 () 時間目

上記に記載した医療機関で学校感染症と診断されました。そのため上記の期間欠席しましたのでご報告いたします。

年 月 日

保護者署名

校内処理： 生徒 → 担任 → 保健室

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18、19 条)

	考え方	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く）	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	空気感染または、飛沫感染する症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げやすいもの	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く。)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後 5 日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘	全ての発疹がかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	学校において流行を広げることがあるもの	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	条件によっては出席停止の措置が考えられるもの	その他の感染症 溶連菌感染症、A 型肝炎、 B 型肝炎、手足口病、 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）